

# 労働・助成金情報 特急便

第 118 号 (2022 年 11 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

令和 4 年 10 月 1 日から、出生時育児休業（産後パパ育休）が施行されました。また、通常の育児休業が分割して 2 回取得できるようになり、それに伴い社会保険料免除の仕組みも変更になりました。

2 回目の今回は、社会保険料免除の仕組みの変更と男性の育児休業取得の際に利用できる両立支援等助成金についてです。

## 【社会保険料免除】

3 歳未満の子を養育する健康保険・厚生年金保険の被保険者が育児休業を取得している期間は、事業主の申出により、健康保険料・厚生年金保険料が事業主と被保険者とも免除されます。

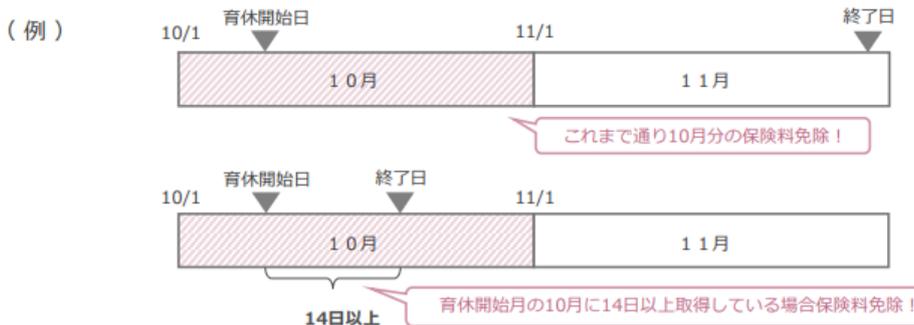
## ■ 社会保険料免除の改正 令和 4 年 10 月 1 日施行

保険料免除の期間は、『育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月まで』とされています。

### 【要件】

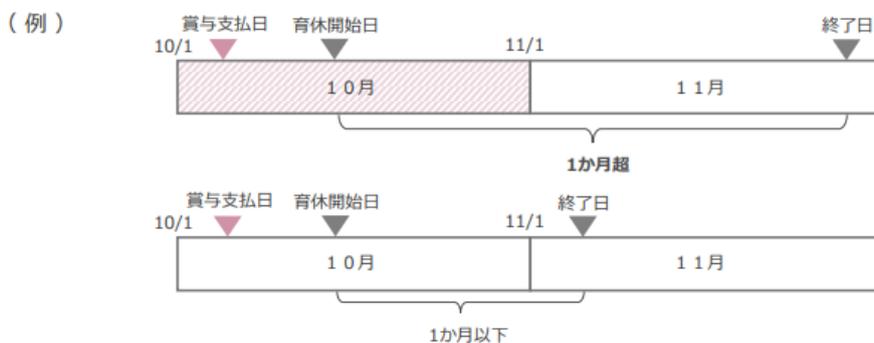
- 月の末日が育児休業期間中である場合（従前からの要件）
- 同一月内で育児休業を開始し終了した、その日数が 14 日以上の場合（令和 4 年 10 月 1 日施行）

### 月額保険料の免除 ※ 斜線部分が保険料免除月



- 賞与にかかる保険料については、連続して 1 か月を超える育児休業を取得した場合に限る（令和 4 年 10 月 1 日施行）

### 賞与保険料の免除 ※ 斜線部分が保険料免除月



### 【注意点】

パパ育休中の就業した日数は、社会保険料免除の「14 日以上」の育児休業には含まれません。

(例) 同一月内に 14 日休業をしたが、そのうち 3 日就業した場合は休業日数が 11 日となるため、当該月の保険料は免除にならない。「臨時的・一時的な就労」をすることは育児休業・パパ育休ともに認められています。これらの日数は、休業日数から除く必要はありません。※賞与の場合は、パパ育休中の就業した日数も除きません。

## ■ 両立支援等助成金（出生時両立支援コース）中小企業事業主のみ対象

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給されます。※支給額<>内は生産要件を満たした場合の支給額。

		支給額
①	第1種	20万円
	代替要員加算	20万円 (代替要員を3人以上確保した場合には45万円)
②	第2種	1事業年度以内に30%以上上昇した場合：60万円<75万円> 2事業年度以内に30%以上上昇した場合：40万円<65万円> 3事業年度以内に30%以上上昇した場合：20万円<35万円>

### 【要件】

#### 第1種（男性労働者の出生時育児休業取得）

- ・ 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数（2つ以上）行っていること。
- ・ 育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しにかかる規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。
- ・ 一般事業主行動計画を策定、届け出ており、申請時において当該行動計画が有効なものであること。また、当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。
- ・ 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得すること。（所定労働日が4日以上含まれていることが必要です）

#### <代替要員加算>

- ・ 男性労働者の育児休業期間中の代替要員を新たに確保した場合に支給

#### 第2種（男性労働者の育児休業取得率上昇）

- ・ 第1種助成金を受給していること
- ・ 第1種の申請をしてから3事業年度以内に、男性労働者の育児休業取得率が30%以上上昇していること
- ・ 育児休業を取得した男性労働者が、第1種申請の対象となる労働者の他に2人以上いること

### 【助成金手続きのながれ】

#### ■ 改正育児・介護休業法への対応（事前準備）

- ① 育児休業を取得しやすい雇用環境整備
- ② 妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の実施
- ③ 「産後パパ育休」（出生時育児休業）にかかる規定の整備

#### ■ 1人目の男性からの育児休業の申出

- ① 配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対する育児休業等制度の個別の周知・意向確認
- ② 育児休業取得の申出受付
- ③ 代替要員の確保 ←代替要員加算
- ④ 1人目の男性の育児休業取得
- ⑤ 第1種助成金の申請

#### ■ 2人目・3人目の男性からの育児休業の申出

- ① 配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対する育児休業等制度の個別の周知・意向確認
- ② 育児休業取得の申出受付
- ③ 代替要員の確保
- ④ 2人目・3人目の男性の育児休業取得
- ⑤ 第2種助成金の申請

厚生労働省のホームページで「育児復帰支援プラン」策定マニュアル・育児休業復帰支援面談シートなどが掲載されています。育児休業制度に不安がある場合、両立支援プランナーに無料で相談ができます。